

静商同窓会関東支部会則

第一章 名称及び所在地

第一条 本会は、静商同窓会関東支部と称する。

第二条 当支部は、事務局を東京に置く。

第二章 目的

第三条 当支部は、会員相互の親睦を図り、かつ静商同窓会本部の事業に協力することを目的とする。

第三章 会員

第四条 当支部は、関東一円に居住または勤務する静商同窓会員で組織する。

第四章 役員及び顧問

第五条 当支部に次の役員を置く。
支部長 一名
副支部長 二名以内
幹事長 一名
副幹事長 一名
幹事 各卒業年度ごとに若干名
会計 一名
会計監査 二名

第六条 支部長、副支部長、会計および会計監査は、総会で支部会員中から選出する。幹事は、支部長これを委嘱する。幹事長および副幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

第七条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
幹事長は支部長の命により会務を処理する。副幹事長は幹事長を補佐する。
幹事は活動方針の企画、行事の遂行を担当する。
会計は経理事務を処理し、会計報告を行う。
会計監査は会の財産状況を監査する。

第八条 役員の任期は二ヶ年とする。ただし重任を妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の残務期間とする。

第九条 当支部に顧問を置く事ができる。顧問は総会で推挙する。

第五章 会議

第十条 会議は総会、役員会および常任幹事会とする。

第十一条 総会、役員会および常任幹事会は、支部長が招集する。総会は毎年一回開く。支部長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第十二条 総会に付するべき事項は、次の通りとする。
1. 役員の改選
2. 会則の変更
3. 決算の承認
4. その他重要なる事項

第六章 会計	
第十四条	当支部の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
第十五条	当支部の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。
第十六条	当支部の会費のうち、本部会則第四条に定める普通会員は毎年、年会費として2,000円を納める。
七章 付則	
第十七条	本会則は、平成三年七月六日から実施する。
第十八条	本会則に規定していない細目は、役員会の決議で定める
※平成三年七月六日 制定	
※平成五年七月三日 一部改定	

静商同窓会関東支部運営細則

(目 的)	
第一条	この運営細則は、静商同窓会関東支部会則に基づき、支部運営に関する必要な事項を定める。
(慶弔関連)	
第二条	会員に次の事項が生じた場合には、慶弔金等を贈ることができる。 1. 支部役員(元役員も含む)が逝去した場合には、支部長名での弔電とともに、香典として10,000円。なお、供花は有志による。 2. 一般会員が逝去した場合には、支部長名での打電。 なお、同期幹事が代行して支部長名で弔電を送ることができる。 3. 叙勲等を受賞した場合には、その都度拡大幹事会で協議し決定する。
(寄付金関連)	
第三条	母校並びに母校のクラブ活動の発展および活躍等に対して、次の通り寄付金を贈ることができる。 但し、金額については、過去の実績（付表参照）、支部の財政事情等を勘案して拡大幹事で決定する。 その財源については、原則としてその年度の予算から支出する。 また、必要に応じて会員から特別募金により、寄付金を贈ることができる。 1. 母校の運動部並びに文化部が、関東地区で行われる全国大会等に出場した場合。 但し、硬式野球部および軟式野球部は、関東地区に限らないものとする。 2. 母校の周年記念行事等 3. その他拡大幹事会で承認された事項（大災害等）
(その他)	
第四条	この細則の改廃は、拡大幹事会で決議し、総会で報告する。
(附 則)	
	この細則は、平成26年10月1日より施行する。

(付 表)

1. 母校の運動・文化部が関東地区で行われる全国大会等に出場した場合の寄付金。

但し、硬式・軟式野球部は関東地区に限らない。

(1) 運動部

硬式野球部	- 平成17年7月の総会で、硬式野球部後援会に「五十万円」の寄付を承認。 - 平成18年7月の総会で、硬式野球部の甲子園出場に「百万円」の寄付を承認。
軟式野球部	- 平成15年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「十万円」の寄付を承認。 - 平成17年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「十万円」の寄付を承認。 - 平成25年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「二十万円」の寄付を承認。
女子バスケットボール部および相撲部	- 平成12年7月の総会で、女子バスケットボール部の全国大会出場（平成11年12月に開催）に「五万円」の寄付を承認。 - 平成22年7月の総会で、女子バスケットボール部（静岡選抜で3名が選出された）および相撲部（1名）の全国大会出場に「二万円（各一万円）」の寄付を承認。
ソフトテニス部および水泳部	- 平成21年7月の総会で、男子ソフトテニス部および水泳部の全国大会出場に「一万五千元（合算）」の寄付を承認。 - 平成26年7月の総会で、ソフトテニス部の全国大会出場（男子団体・男女個人）に「十万円」の寄付を承認。

(2) 文化部

簿記部	平成26年7月の総会で、簿記部の全国大会出場（団体）に「三万円」の寄付を承認。
珠算・電卓部	平成26年7月の総会で、珠算・電卓部の全国大会出場（電卓個人）に「一万円」の寄付を承認。
美術・工芸部	平成26年7月の総会で、美術・工芸部の全国大会出場（個人）に「一万円」の寄付を承認。

2. 母校の周年記念行事等への寄付金

・平成10年7月の総会で、母校の百周年記念として「二百万円」の寄付を承認。

3. その他拡大幹事会等で承認された事項（大災害等）に対する寄付金

・平成23年7月の総会で、東日本大震災（2011年3月11日）の被災者に対して165,333円の特別募金による寄付を決定。